

お知らせ

(一般管理費等率の補正について)

一般競争入札の公告に示された前払金の「有」「無」は、契約時の支払い条件を明示したものとなります。

また、特記仕様書（施工条件明示一覧表）の設計積算条件に示されている「一般管理費等率の補正」については、積算を行う上での補正の「有」「無」を示しています。

よって、工事ごとに添付されている「仕様書」「図面」等を元に、工事費の積算をしてください。

(入札書の端数処理について)

平成 23 年 4 月 1 日以降、四日市市における最低制限価格の計算は、万円単位で端数処理を行っています。

しかし、入札書に同封していただく「工事費内訳書」は、千円以上の一括値引き及び減額項目（当初から項目があるものは除く）が計上されている場合、入札は無効となりますのでご注意ください。